

2026年7月

令和8年度診療報酬改定
疑義解釈資料の送付について(その9)

(令和8年6月26日保健局医療課事務連絡)

【栄養関連項目抜粋資料】



公益社団法人
日本栄養士会

【心不全再入院予防継続管理料】



問 4

「B001－10」心不全再入院予防継続管理料1及び2の施設基準について、「当該保険医療機関が所在する地域において、心不全再入院予防継続管理料3を算定する保険医療機関等を対象とし、関係学会により示されているガイドラインを参照した上で、「心不全診療に関する最新治療と多職種連携の意義」についての研修会を年に1回以上実施すること。」とあるが、地域に心不全再入院予防継続管理料1及び2に係る届出を行っている保険医療機関が複数ある場合、当該研修会を合同で開催することは可能か。

(答)

可能。ただし、当該研修会を合同で開催する保険医療機関は、心不全治療の地域連携に係る体制について、あらかじめ協議し、連携している必要がある。

【心不全再入院予防継続管理料】



問 5

「B001－10」心不全再入院予防継続管理料1について、検査の実施を主な目的とする入院の場合でも算定可能か。

(答)

算定不可。